

〔外部資料〕

1 規則制定権について

1 性格

規則制定権は、憲法七七条により最高裁判所に認められた自主立法権である。その趣旨は、三権分立主義を徹底して裁判所の自主性を確保すること及び裁判の手続的・技術的・細目的事項については専門的知識や経験がある裁判所に任せた方が良いとされたことにある。

最高裁判所規則は、右の自主立法権に基づいて最高裁判所が制定するものであり、形式的には、国会により議決・制定された「法律」とは異なるものであるが、一般国民も訴訟に関与する限度では、これに従う義務があり、その点では実質的な法律と同様の意味をもつていると理解している。

2 規則制定権の所在

憲法七七条は、下級裁判所がそれぞれの実情に適した規則を定めうるよう規則制定権を下級裁判所に委任することを認めている。しかし、現在までのところこのような実例はない。これは実際上、規則制定を下級裁に委任する必要が無かつたからと考えられる。下級裁判所が最高裁から委任された規則制定権に基づいて制定した規則も、委任という事柄の性質上、最高裁判所自身が制定したものと同一の効力を有し、実質的意義の法律として、訴訟に関する一般国民をも拘束する。

3 規則制定権の範囲

〔憲法資料〕

(1) 憲法七七条では、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について最高裁判所の規則制定権を認めている。しかし、訴訟手続に関するものであつても、訴訟当事者の実体法上の権利義務に直接関係のある事項は、本来法律をもつて規定すべき事項であるから、規則制定権の範囲には属しないと考える。訴訟手続に関する事項について規則制定権を認めたのは、これらの事項は、裁判所が自ら処理する事項であり、その実際にも最もよく通じていてるので、最高裁判所の規則で定めることが合理的であるという考慮に基づくものであつて、これらの事項に関しては、規則制定権の固有の領域に属するものとして国会の立法権を排除する趣旨ではないと考える。従つて、前述の法律で規定すべきものを除いて、訴訟手続に関する事項のうちいかなる範囲のものを法律で定め、また最高裁判所規則で定めるかということは、いずれがより実際に適するかという立法政策上の妥当性の問題であつて、法律事項と規則制定事項との間に一定の限界があるわけではない。しかし、法律で定められた事項については、規則でこれと抵触する定めをなし得ないことはいうまでもない。

(2) 「弁護士に関する事項」とは、文言からは弁護士に関する一般的な事項について規則で定め得るかのようにみえるが、前述した最高裁判所に規則制定権が委ねられた趣旨に照らせば、一般的に弁護士の職務、資格、身分について定めることはその範囲を越えるものであつて、これらは法律で定めるべきものと解される。もつとも、最高裁判所が制定する規則には、憲法七七条によるものと、これとは別に個々の法律の授權に基づいて制定されるものとがある。

現在、弁護士について制定されている最高裁判所規則としては、外国弁護士資格者承認等規則（昭和二十四年九月一日、最高裁判所規則第二十二号）、外国弁護士資格者選考委員会規則等を廃止する規則（昭和三十年九月十六日、最高裁判所規則第九号）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する規則（昭和四十七年五月一日、最高裁判所規則第

一号) 等があり、これらは、いずれも弁護士の資格等に関する最高裁判所規則であるが、これらは憲法七七条の規則制定権によるものではなく、弁護士法七条(昭和三〇年八月法律第一五五号によつて削除)及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律六五条の各授権に基づくものである。

弁護士法施行(昭和二十四年九月一日)以降の弁護士関係規則は、次のとおりである。

外国弁護士資格者選考委員会規則等を廃止する規則(昭和三十年九月十六日、最高裁判所規則第九号)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する規則(昭和四十七年五月一日、最高裁判所規則第一号)

(3) 檢察官は、公訴の提起、遂行その他職務上裁判所と密接な関係を有するものであり、検察官も裁判所において職務を行う場合には、当然に最高裁判所規則に拘束される。これは、訴訟手続を円滑に進めるために定められた規則本来の性質に由来するものであり単なる注意(訓示的)意味のみならず、法的拘束力があるものと理解している。

(4) 前述のとおり、法律の個別的授権にもとづき最高裁判所規則で定めたものとしては、裁判所法四五条二項に基く簡裁判事選考規則、皇室典範二八条三項において「最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による」との定めに基く裁判官たる皇室會議議員及び予備議員選考規則がある。

(5) 裁判所職員臨時措置法により、國家公務員法の読み替え規定があり、これを受けた最高裁判所である裁判所職員に関する臨時措置規則により人事院規則が準用され、更にこれらを具体化するものとして、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則、裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等がある。

4 効力

(1) 最高裁判規則と国会の立法権との関係については、憲法七七条に列挙する事項は裁判所の専権に属し、国会による

立法を排除するという見解もあるが、国会を「國の唯一の立法機關」とし「國權の最高機關」とする憲法の趣旨からすれば、憲法は全体として法律の優位を定めているものと解され、両者が競合した場合には、法律が優先するものと解される。

(2) 違憲性ある最高裁規則が制定され、これが訴訟事件の中で具体的に問題となつた場合においても、最終的に判断するのは最高裁判所である。

ただ、最高裁規則の制定は、司法行政に関する最高機関としての最高裁判所が行うものであるのに対して、違憲審査は、裁判機関としての終審裁判所としての最高裁判所が行うものであつて、觀念的には、別個の機関が行うものであり、その限りで理論的には自己矛盾は生じないと考える。しかし、事実としては、規則を制定した者が規則の合憲性を判断するという形になることは否めないところであるが、最高裁判所が規則を制定するについては、いやしくも憲法に抵触しないことを、慎重の上にも慎重に考慮するのが当然であり、実際問題として違憲の疑いを持たれるような規則を制定することは、私どもとしては考えにくい。極限的な問題として規則の合憲、違憲の判断を迫られることがあるとすれば、それは、憲法がやむを得ないものとして容認しているところであると考えられる。

(参考)

例えば、地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の合憲性について、実際に問題になつたものとして、最高裁判所昭和五四年六月一三日判決があり、これは同規則の合憲性を認めている。